

寝屋川市障害福祉計画（第4期計画）の骨子（案）

計画の策定にあたって	
計画の目的	障害者総合支援法の施行等の制度改正や、寝屋川市の状況をふまえて策定
計画の位置づけ	総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、長期計画を具体的に推進する計画
計画の期間	平成27～29年度の3年間
計画の策定方法	当事者・関係者が参画する障害者計画等推進委員会、自立支援協議会を通じて意見やニーズ等を反映、アンケートやパブリックコメント等の意見も反映
計画の進行管理	成果目標、活動指標の進捗状況を分析・評価し、必要に応じ見直しを検討（PDC Iサイクルの充実）

- ・平成25年4月に施行された障害者総合支援法に基づく計画として策定します。
- ・「PDC Iサイクル」とは、計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善をすすめていく手法です、計画に基づいて、みんなで話しあって取り組み、すすみ具合を点検して、必要に応じて見直しも行いながらさらに推進していきます。
（※）一般的にPDC A（A=Act）と言われますが、寝屋川市では改善をより明確にするため Innovationを用いています。

障害福祉サービス等の推進方策（障害福祉計画）	
1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方	
（1）だれもが“自分らしく”共生する地域をめざし、生活や社会参加への支援を充実します	
（2）推進目標の着実な実現に向けて、いっそう計画的な取り組みを推進します	
（3）地域の多彩な資源を活用・開発し、さまざまなニーズに対応するしくみをつくります	
2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策	
【成果目標】（★は数値目標を設定、◎は寝屋川市独自の目標）	
（1）地域生活への支援の充実 サービス推進体制の充実◎、居住支援のしくみの構築◎、地域生活支援拠点	
（2）施設・医療機関からの地域移行の推進 地域移行者の増加★、施設入所者の削減★、地域移行推進体制の充実◎	
（3）就労に対する支援の充実 福祉施設から一般就労への移行者の増加★、就労移行支援事業利用者の増加★、就労移行率3割以上の事業所の増加★、就労継続支援（B型）事業所の工賃の向上★	
【活動指標】	
（1）サービスの見込量と確保策（障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援）	
（2）サービスの提供・利用を促進するための取り組み	

- ・第3期計画までの考え方を継承しつつ、総合支援法の基本理念である「共生」やPDC Iサイクルによる「計画的な取り組み」をより明示するかたちで加えています。
- ・第4期計画では「成果目標」を明示し、実現に向けた取り組みをすすめることになりました。寝屋川市では、国・府の指針で示された目標に加え、主に地域生活支援に関する独自の目標も設定します。
（※）独自の目標には数値目標は設定しませんが、自立支援協議会等を通じて連携を図りながら、成果目標を推進するためのしくみづくりを推進します。
- ・「活動指標」では、成果目標を実現するうえで必要となる各サービスの見込量を、利用実績の推移やニーズ調査等もふまえた新たな必要性を考慮して設定するとともに、サービスの確保や利用促進を図るための方策を定めます。

障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項（長期計画の重点事項）	
1. 地域での自立した生活を支援する取り組みの充実 （内容案）・重度化・高齢化や制度の狭間なども含めた多様なニーズに対応するサービス等の確保・創出 ・相談支援による“つなぎ”の充実と、幅広い協働による総合的な支援の推進 ・地域生活支援の拠点となる機能の整備	
2. 児童期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり （内容案）・ライフステージを通じた継続的な支援体制の構築 ・多様な主体の協働による障害児療育体制の構築 ・家族等に対する支援の充実	
3. 共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進 （内容案）・社会的障壁をなくしていくための取り組みの推進 ・虐待や権利侵害を防止・解決する取り組みの充実 ・権利擁護支援の体制づくり	

- ・障害者長期計画を推進していくうえで、上記の「成果目標」などとも連動を図りながら、平成27～29年度に重点的に取り組む事項を定めます。
（※）これらは現時点での暫定的な案であり、今後の協議を通じて具体的に検討していきます。
- 「1. 地域での自立した生活を支援する取り組みの充実」は、第3期計画を推進するなかで自立支援協議会の部会、ワーキング、サブワーキング、プロジェクトチーム等を拡充し、取り組みをすすめてきた成果も活かしながら、より具体的な充実を図ることをめざします。
- 「2. 児童期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり」は、子育て支援や障害児支援に関する制度が改正されるなかで、寝屋川市においても担い手が多様化してきている状況をふまえた体制づくりや、支援の取り組みを推進することをめざします。
- 「3. 共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進」は、障害者差別解消法の施行に的確に対応していくとともに、第3期計画を通じて取り組んできた虐待防止等の取り組みをいっそう推進するよう、権利擁護支援の取り組みを総合的に推進することをめざします。